

令和 6 年 3 月 21 日

一宮市条例第 1 号から第 20 号までを別紙のとおり公布する。

一宮市長 中 野 正 康

## 条 例 番 号 一 覧 表

条例第1号	一宮市部等の設置に関する条例の一部を改正する条例
条例第2号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
条例第3号	一宮市職員定数条例の一部を改正する条例
条例第4号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
条例第5号	一宮市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
条例第6号	一宮市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
条例第7号	特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
条例第8号	一宮市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び一宮市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
条例第9号	一宮市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
条例第10号	一宮市手数料条例の一部を改正する条例
条例第11号	一宮市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
条例第12号	一宮市保育所条例の一部を改正する条例
条例第13号	一宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
条例第14号	一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
条例第15号	一宮市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
条例第16号	一宮市介護保険条例の一部を改正する条例
条例第17号	一宮市指定居宅サービスの事業等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
条例第18号	一宮市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例
条例第19号	展望塔の管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例
条例第20号	一宮市水道事業給水条例の一部を改正する条例

一宮市部等の設置に関する条例の一部を改正する条例

一宮市部等の設置に関する条例(昭和45年一宮市条例第17号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(事務分掌)</p> <p>第2条 総合政策部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5)～(7) 略</u></p> <p>2 総務部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>情報化の推進</u>に関すること。</p> <p>(5)～(8) 略</p> <p>3～12 略</p>	<p>(事務分掌)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) デジタルを活用した地方創生推進に関すること。</u></p> <p><u>(6)～(8) 略</u></p> <p>2 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>情報システム</u>に関すること。</p> <p>(5)～(8) 略</p> <p>3～12 略</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく  
個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人  
番号の利用に関する条例(平成27年一宮市条例第23号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(個人番号の利用に係る事務)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長又は教育委員会は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報及び当該事務を処理するために必要不可欠な特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受ける場合は、この限りではない。</p> <p>4 略</p>	<p>(個人番号の利用に係る事務)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長又は教育委員会は、<u>法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で<u>同号に規定する利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受ける場合は、この限りではない。</p> <p>4 略</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日から施行する。

一宮市職員定数条例の一部を改正する条例

一宮市職員定数条例(昭和25年一宮市条例第11号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び公平委員会の事務局の職員は、市長の事務局の職員においてこれを兼ねることができる。 【別記 参照】 2 略	(職員の定数) 第2条 略  【別記 参照】 2 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

略	
病院事業部の職員	<u>1,251人</u>
略	
合計	<u>4,144人</u>

改正案

略	
病院事業部の職員	<u>1,261人</u>
略	
合計	<u>4,154人</u>

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正)

**第1条** 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例(平成元年一宮市条例第3号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(職員の賠償責任に基づく債務の免除) 第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第34条において準用する場合を含む。)の規定による職員の賠償責任に基づく債務で昭和64年1月7日前における事由によるものは、将来に向かって免除する。	(職員の賠償責任に基づく債務の免除) 第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第34条において準用する場合を含む。)の規定による職員の賠償責任に基づく債務で昭和64年1月7日前における事由によるものは、将来に向かって免除する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

**第2条** 一宮市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年一宮市条例第40号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により水道事業等の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により水道事業等の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

**第3条** 一宮市病院事業の設置等に関する条例(昭和41年一宮市条例第41号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第8条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により、病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第8条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により、病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会

の同意を得なければならない場合は、当該  
賠償責任に係る賠償額が30万円以上であ  
る場合とする。

の同意を得なければならない場合は、当該  
賠償責任に係る賠償額が30万円以上であ  
る場合とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

一宮市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

一宮市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年一宮市条例第33号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(議員報酬の額) 第1条 議会の議長、副議長及び議員の議員報酬の額は、次のとおりとする。 (1) 議長 月額 <u>639,000円</u> (2) 副議長 月額 <u>587,000円</u> (3) 議員 月額 <u>545,000円</u>	(議員報酬の額) 第1条 略 (1) 議長 月額 <u>648,000円</u> (2) 副議長 月額 <u>596,000円</u> (3) 議員 月額 <u>553,000円</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



一宮市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

一宮市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年一宮市条例第32号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表第1(第1条関係) 【別記 参照】	別表第1(第1条関係) 【別記 参照】

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

番号	区分	報酬の額(円)
1	教育委員会委員	月額 <u>51,200</u>
2	選挙管理委員会	委員長 月額 <u>36,600</u>
		委員 月額 <u>31,400</u>
		補充員 日額 <u>7,400</u>
3	監査委員	代表監査委員 月額 <u>156,700</u>
		識見を有する者のうちから選任された者(代表監査委員を除く。) 月額 <u>125,300</u>
		議会議員のうちから選任された者 月額 <u>34,400</u>
4	公平委員会	委員長 月額 <u>18,800</u>
		委員 月額 <u>16,700</u>
5	農業委員会	会長 基本報酬 月額 <u>33,200</u> 能率報酬 年額 557,334円以内で市長が別に定める額
		副会長 基本報酬 月額 <u>29,500</u> 能率報酬 年額 557,334円以内で市長が別に定める額
		委員 基本報酬 月額 <u>27,600</u> 能率報酬 年額 557,334円以内で市長が別に定める額
		農地利用最適化推進委員 基本報酬 月額 <u>27,600</u> 能率報酬 年額 557,334円以内で市長が別に定める額

6	固定資産評価審査委員会委員	日額	<u>7,800</u>
7	国民健康保険運営協議会委員	日額	<u>7,400</u>
8	総合計画審議会委員	日額	<u>7,400</u>
9	自転車等駐車対策協議会委員	日額	<u>7,400</u>
10	特別職報酬等審議会委員	日額	<u>7,400</u>
11	退職手当審査会委員	日額	<u>7,400</u>
12	行政改革推進委員会委員	日額	<u>7,400</u>
13	行政不服審査会委員	日額	<u>7,400</u>
14	個人情報保護審議会委員	日額	<u>7,400</u>
15	情報公開審査会委員	日額	<u>7,400</u>
16	防災会議委員その他の構成員	日額	<u>7,400</u>
17	国民保護協議会委員その他の構成員	日額	<u>7,400</u>
18	感染症診査協議会委員	日額	<u>15,500</u>
略			
20	環境審議会委員	日額	<u>7,400</u>
21	廃棄物減量等推進審議会委員	日額	<u>7,400</u>
22	産業廃棄物処理施設設置調整委員会委員	日額	<u>17,000</u>
23	障害者自立支援審査会委員	日額	<u>23,400</u>
24	介護認定審査会委員	日額	<u>23,400</u>
25	子ども・子育て審議会委員	日額	<u>7,400</u>
26	社会福祉施設等嘱託医	月額	<u>77,500</u> 以内
27	社会福祉審議会委員	日額	<u>23,400</u> 以内
28	民生委員推薦会委員	日額	<u>7,400</u>
29	都市計画審議会委員	日額	<u>7,800</u>
30	景観審議会委員	日額	<u>7,400</u>
31	土地地区画整理審議会委員	日額	<u>7,400</u>
32	土地地区画整理評価員	日額	<u>7,400</u>
33	住居表示審議会委員	日額	<u>7,400</u>
34	建築審査会	会長	日額 <u>16,700</u>
		委員	日額 <u>14,700</u>
35	開発審査会	会長	日額 <u>16,700</u>
		委員	日額 <u>14,700</u>
36	空家等対策協議会委員	日額	<u>7,400</u>
37	水道料金等審議会委員	日額	<u>7,400</u>
38	上下水道事業審議会委員	日額	<u>7,400</u>
39	市民病院地域医療支援委員会委員	日額	<u>7,400</u>
40	学校運営協議会委員	年額	<u>12,500</u>
41	一宮市いじめ問題対策連絡協議会委員	日額	<u>13,000</u>

42	一宮市いじめ問題対策調査委員会委員	日額 <u>15,000</u>
43	一宮市いじめ問題再調査委員会委員	日額 <u>15,000</u>
44	生涯学習推進会議委員	日額 <u>7,400</u>
45	社会教育委員	年額 <u>35,600</u>
46	公民館運営審議会委員	日額 <u>7,400</u>
47	スポーツ推進委員	年額 <u>36,600</u>
48	文化財保護審議会委員	年額 <u>33,400</u>
49	博物館運営協議会委員	日額 <u>7,400</u>
50	三岸節子記念美術館運営協議会委員	日額 <u>7,400</u>
51	図書館協議会委員	日額 <u>7,400</u>
52	選挙長及び開票管理者	日額 <u>12,600</u> 以内
53	投票管理者	日額 <u>14,700</u> 以内
54	投票立会人、開票立会人及び選挙立会人	日額 <u>11,500</u> 以内
略		

改正案

番号	区分	報酬の額(円)	
1	教育委員会委員	月額 <u>52,000</u>	
2	選挙管理委員会	委員長	月額 <u>37,100</u>
		委員	月額 <u>31,800</u>
		補充員	日額 <u>7,500</u>
3	監査委員	代表監査委員	月額 <u>159,100</u>
		識見を有する者のうちから選任された者(代表監査委員を除く。)	月額 <u>127,200</u>
		議会議員のうちから選任された者	月額 <u>34,900</u>
4	公平委員会	委員長	月額 <u>19,000</u>
		委員	月額 <u>16,900</u>
5	農業委員会	会長	基本報酬 月額 <u>33,700</u> 能率報酬 年額 557,334円以内で市長が別に定める額
		副会長	基本報酬 月額 <u>29,900</u> 能率報酬 年額 557,334円以内で市長が別に定める額
		委員	基本報酬 月額 <u>28,000</u> 能率報酬 年額 557,334円以内で市長が別に定める額

		農地利用最適化推進委員	基本報酬 月額 <u>28,000</u> 能率報酬 年額 557,334 円以内で市長が別に定める 額
6	固定資産評価審査委員会委員		日額 <u>7,900</u>
7	国民健康保険運営協議会委員		日額 <u>7,500</u>
8	総合計画審議会委員		日額 <u>7,500</u>
9	自転車等駐車対策協議会委員		日額 <u>7,500</u>
10	特別職報酬等審議会委員		日額 <u>7,500</u>
11	退職手当審査会委員		日額 <u>7,500</u>
12	行政改革推進委員会委員		日額 <u>7,500</u>
13	行政不服審査会委員		日額 <u>7,500</u>
14	個人情報保護審議会委員		日額 <u>7,500</u>
15	情報公開審査会委員		日額 <u>7,500</u>
16	防災会議委員その他の構成員		日額 <u>7,500</u>
17	国民保護協議会委員その他の構成員		日額 <u>7,500</u>
18	感染症診査協議会委員		日額 <u>15,600</u>
略			
20	環境審議会委員		日額 <u>7,500</u>
21	廃棄物減量等推進審議会委員		日額 <u>7,500</u>
22	産業廃棄物処理施設設置調整委員会委員		日額 <u>17,100</u>
23	障害者自立支援審査会委員		日額 <u>23,700</u>
24	介護認定審査会委員		日額 <u>23,700</u>
25	子ども・子育て審議会委員		日額 <u>7,500</u>
26	社会福祉施設等嘱託医		月額 <u>78,700</u> 以内
27	社会福祉審議会委員		日額 <u>23,700</u> 以内
28	民生委員推薦会委員		日額 <u>7,500</u>
29	都市計画審議会委員		日額 <u>7,900</u>
30	景観審議会委員		日額 <u>7,500</u>
31	土地区画整理審議会委員		日額 <u>7,500</u>
32	土地区画整理評価員		日額 <u>7,500</u>
33	住居表示審議会委員		日額 <u>7,500</u>
34	建築審査会	会長	日額 <u>16,900</u>
		委員	日額 <u>14,900</u>
35	開発審査会	会長	日額 <u>16,900</u>
		委員	日額 <u>14,900</u>
36	空家等対策協議会委員		日額 <u>7,500</u>
37	水道料金等審議会委員		日額 <u>7,500</u>

38	上下水道事業審議会委員	日額 <u>7,500</u>
39	市民病院地域医療支援委員会委員	日額 <u>7,500</u>
40	学校運営協議会委員	年額 <u>12,600</u>
41	一宮市いじめ問題対策連絡協議会委員	日額 <u>13,100</u>
42	一宮市いじめ問題対策調査委員会委員	日額 <u>15,100</u>
43	一宮市いじめ問題再調査委員会委員	日額 <u>15,100</u>
44	生涯学習推進会議委員	日額 <u>7,500</u>
45	社会教育委員	年額 <u>36,100</u>
46	公民館運営審議会委員	日額 <u>7,500</u>
47	スポーツ推進委員	年額 <u>37,100</u>
48	文化財保護審議会委員	年額 <u>33,900</u>
49	博物館運営協議会委員	日額 <u>7,500</u>
50	三岸節子記念美術館運営協議会委員	日額 <u>7,500</u>
51	図書館協議会委員	日額 <u>7,500</u>
52	選挙長及び開票管理者	日額 <u>12,700</u> 以内
53	投票管理者	日額 <u>14,900</u> 以内
54	投票立会人、開票立会人及び選挙立会人	日額 <u>11,600</u> 以内
略		

#### 付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職員の給与に関する条例(昭和27年一宮市条例第4号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>第3条 特別職員の給料は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長 月額 <u>1,082,000円</u></p> <p>(2) 副市長 月額 <u>889,000円</u></p> <p>(3) 教育長 月額 <u>783,000円</u></p> <p>(4) 水道事業等管理者 月額 <u>721,000円</u></p> <p>(5) 病院事業管理者 月額 <u>832,000円</u></p> <p>(6) 常勤の監査委員 月額 <u>599,000円</u></p>	<p>第3条 略</p> <p>(1) 市長 月額 <u>1,096,000円</u></p> <p>(2) 副市長 月額 <u>901,000円</u></p> <p>(3) 教育長 月額 <u>791,000円</u></p> <p>(4) 水道事業等管理者 月額 <u>728,000円</u></p> <p>(5) 病院事業管理者 月額 <u>843,000円</u></p> <p>(6) 常勤の監査委員 月額 <u>608,000円</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

一宮市条例第8号

一宮市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び一宮市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(一宮市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

**第1条** 一宮市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年一宮市条例第6号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、報酬及び<u>期末手当</u> _____をいう。</p> <p>2～4 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第15条 給与条例第15条の6から第15条の8までの規定は、任期の定めが6月以上の職員について準用する。この場合において、給与条例第15条の6第4項中「<u>それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額</u>」とあるのは、「<u>それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6か月以内の在職期間において、第8条の規定により支給された報酬(第11条に規定する時間外勤務に係る報酬、第12条に規定する休日勤務に係る報酬、第13条に規定する夜間勤務に係る報酬、前条に規定する宿日直勤務に係る報酬及び次条に規定する特殊勤務に係る報酬を除く。)</u>の1月当たりの平均額」とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいう。</p> <p>2～4 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第15条 給与条例第15条の6から第15条の8までの規定は、任期の定めが6月以上の職員について準用する。この場合において、給与条例第15条の6第4項中「<u>それぞれの__基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額</u>」とあるのは、「<u>それぞれの 基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6か月以内の在職期間において、第8条の規定により支給された報酬(第11条に規定する時間外勤務に係る報酬、第12条に規定する休日勤務に係る報酬、第13条に規定する夜間勤務に係る報酬、前条に規定する宿日直勤務に係る報酬及び次条に規定する特殊勤務に係る報酬を除く。)</u>の1月当たりの平均額」とする。</p> <p>2 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p><u>第15条の2 給与条例第16条の規定は、任期の定めが6月以上の職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域</u></p>

<p>(雑則) 第20条 報酬及び期末手当の支給方法その他この条例の施行について必要な事項は、市長が規則で定める。</p>	<p>手当の月額合計額」とあるのは、「それぞれの基準日以前6か月以内の在職期間において、第8条の規定により支給された報酬(第11条に規定する時間外勤務に係る報酬、第12条に規定する休日勤務に係る報酬、第13条に規定する夜間勤務に係る報酬、前条に規定する宿日直勤務に係る報酬及び次条に規定する特殊勤務に係る報酬を除く。)の1月当たりの平均額」とする。 2 前条第2項の規定は、前項において準用する給与条例第16条第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。 (雑則) 第20条 _____ この条例の施行について必要な事項は、市長が規則で定める。</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 一宮市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例(令和元年一宮市条例第7号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(給与) 第2条 前条の給与とは、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び退職手当_____をいう。 2・3 略 第13条 略  (雑則) 第18条 給料、地域手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び期末手当の支給方法その他この条例</p>	<p>(給与) 第2条 前条の給与とは、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当、<u>勤勉手当及び退職手当</u>をいう。 2・3 略 第13条 略 (<u>勤勉手当</u>) 第13条の2 <u>給与条例第16条の規定は、任期の定めが6月以上の職員について準用する。</u> 2 前条第2項の規定は、前項において準用する<u>給与条例第16条第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。</u> (雑則) 第18条 _____ _____この条例</p>



の施行について必要な事項は、市長が規則  
で定める。

の施行について必要な事項は、市長が規則  
で定める。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

一宮市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一宮市職員の給与に関する条例(昭和26年一宮市条例第5号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当_____、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び退職手当をいう。</p> <p>第10条の2 略</p> <p>別表第3 行政職給料表等級別基準職務表(第4条関係)</p> <p>ア 行政職給料表(1)</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>イ 略</p> <p>別表第4 医療職給料表等級別基準職務表(第4条関係)</p> <p>ア 略</p> <p>イ 医療職給料表(2)</p> <p>【別記2 参照】</p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、<u>在宅勤務等手当</u>、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び退職手当をいう。</p> <p>第10条の2 略</p> <p>(在宅勤務等手当)</p> <p>第10条の3 <u>住居その他これに準ずるものとして市長が規則で定める場所において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他市長が規則で定める時間を除く。)の全部を勤務することを、市長が規則で定める期間以上の期間について1か月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。</u></p> <p>2 <u>在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。</u></p> <p>3 <u>前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、市長が規則で定める。</u></p> <p>別表第3 行政職給料表等級別基準職務表(第4条関係)</p> <p>ア 行政職給料表(1)</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>イ 略</p> <p>別表第4 医療職給料表等級別基準職務表(第4条関係)</p> <p>ア 略</p> <p>イ 医療職給料表(2)</p> <p>【別記2 参照】</p>

ウ 医療職給料表(3)

【別記3 参照】

ウ 医療職給料表(3)

【別記3 参照】

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記1】

現行

等級	基準となる職務
略	
7級	1 課長の職務 2 主監の職務
略	

改正案

等級	基準となる職務
略	
7級	<u>課長の職務</u>
略	

【別記2】

現行

等級	基準となる職務
略	
7級	1 課長の職務 2 主監の職務
略	

改正案

等級	基準となる職務
略	
7級	<u>課長の職務</u>
略	

【別記3】

現行

等級	基準となる職務
略	
7級	1 課長の職務 2 主監の職務
略	

改正案

等級	基準となる職務
略	
7級	<u>課長の職務</u>
略	

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

一宮市手数料条例の一部を改正する条例

一宮市手数料条例(平成12年一宮市条例第12号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(手数料の種類、金額等)</p> <p>第3条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(62)の5 略</p> <p><u>(62)の6 愛知県事務処理特例条例の規定による愛知県建築基準条例(昭和39年愛知県条例第49号)の規定に基づく次に掲げる事務に係る手数料 1件につき次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p>ア～ク 略</p> <p><u>ケ 地下道の幅に関する制限の特例認定申請手数料 27,000円</u></p> <p><u>コ 地下道の天井の高さに関する制限の特例認定申請手数料 27,000円</u></p> <p><u>サ 地下道の段の設置に関する制限の特例認定申請手数料 27,000円</u></p> <p><u>シ 直通階段までの歩行距離に関する制限の特例認定申請手数料 27,000円</u></p> <p><u>ス 略</u></p> <p>(63)～(72)の3の2 略</p>	<p>(手数料の種類、金額等)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)～(62)の5 略</p> <p><u>(62)の6 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の12第6項の規定に基づく敷地と道路との関係における制限の適用除外に係る認定申請手数料 1件につき27,000円</u></p> <p><u>(62)の7 建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく道路内における制限の適用除外に係る認定申請手数料 1件につき27,000円</u></p> <p><u>(62)の8 略</u></p> <p>ア～ク 略</p> <p><u>ケ 略</u></p> <p><u>コ 地下街の構造に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 27,000円</u></p> <p><u>ク 略</u></p> <p>(63)～(72)の3の2 略</p>

(72)の4 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この号及び次号において「低炭素化促進法」という。)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料(以下この号において「低炭素建築物新築等計画認定申請手数料」という。)1件につき次の表に掲げる区分に応じ、同表に定める額

【別記1 参照】

(72)の5～(72)の9 略

(72)の10 建築物省エネ法第12条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準の適合判定申請手数料(以下この号において「建築物エネルギー消費性能適合判定手数料」という。)1件につき次の表に掲げる区分に応じ、同表に定める額

【別記2 参照】

(72)の11～(77) 略

2・3 略

付 則

1～4 略

(令和4年12月21日から令和6年3月31日までの間における自動交付サービスによる戸籍の謄本等に係る交付手数料の額の特例)

5 令和4年12月21日から令和6年3月31日までの間における第3条第1項第11号、第19号、第21号及び第23号の規定の適用については、同項第11号中「350円」とあるのは「250円」と、同項第19号、第21号及び第23号中「200円」とあるのは「100円」とする。

(令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間における自動交付サービスによる納税、所得その他課税内容等に関する証明手数料の額の特例)

6 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間における第3条第1項第2号の規定の適

(72)の4 略

【別記1 参照】

(72)の5～(72)の9 略

(72)の10 略

【別記2 参照】

(72)の11～(77) 略

2・3 略

付 則

1～4 略

(令和4年12月21日から令和7年3月31日までの間における自動交付サービスによる戸籍の謄本等に係る交付手数料の額の特例)

5 令和4年12月21日から令和7年3月31日までの間における第3条第1項第11号、第19号、第21号及び第23号の規定の適用については、同項第11号中「350円」とあるのは「250円」と、同項第19号、第21号及び第23号中「200円」とあるのは「100円」とする。

(令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間における自動交付サービスによる納税、所得その他課税内容等に関する証明手数料の額の特例)

6 令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間における第3条第1項第2号の規定の適

<p>用については、同号中「200円」とあるのは「100円」とする。</p> <p>別表(第3条関係)</p> <p>【別記3 参照】</p> <p>備考 略</p>	<p>用については、同号中「200円」とあるのは「100円」とする。</p> <p>別表(第3条関係)</p> <p>【別記3 参照】</p> <p>備考 略</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記1】

現行

区分		手数料の額
低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると愛知県知事が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として愛知県知事が定めるものが添付されている場合(以下この表及び次号の表において「適合性確認機関が認めた場合等」という。)	共同住宅等	建築物全体又は複合建築物(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。(72)の7から(72)の10までにおいて「建築物省エネ法」という。)第11条第1項に規定する非住宅部分(以下この号、次号及び第72号の7から第72号の9までにおいて「非住宅部分」という。)及び同項に規定する住宅部分(以下この号、次号、第72号の7及び第72号の8において「住宅部分」という。)を有する建築物をいう。以下この号、次号、第72号の7及び第72号の8において同じ。)の住宅部分に係るもの
		略
	略	
略		
備考 略		

改正案

区分		手数料の額
低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると愛知県知事が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として愛知県知事が定めるものが添付されている場合(以下この表及び次号の表において「適合性確認機関が認めた場合等」という。)	共同住宅等	建築物全体又は複合建築物(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。(72)の7から(72)の10までにおいて「建築物省エネ法」という。)第11条第1項に規定する非住宅部分(以下この号、次号及び第72号の7から第72号の9までにおいて「非住宅部分」という。)及び同項に規定する住宅部分(以下この号、次号、第72号の7及び第72号の8において「住宅部分」という。)を有する建築物をいう。以下この号、次号、第72号の7及び第72号の8において同じ。)の住宅部分に係るもの
		略
		略
		略
		備考 略

【別記2】

現行

区分		手数料の額
建築物省エネ法基準省令第1条第1項第1号ロに定める基	床面積(特定建築行為に係る床面積(建築物のエネルギー消費性能の向上	略



準に係る建築物	に関する法律施行令 (平成28年政令第8号)第4 条第1項に規定する床面 積をいう。)をいう。以下 この表において同じ。)の 合計が300平方メート ル以上1,000平方メート ル以内のもの	
	略	
略		
備考 略		

改正案

	区分	手数料の額
建築物省エネ法基 準省令第1条第1項 第1号ロに定める基 準に係る建築物	床面積(特定建築行為に 係る床面積(建築物のエ ネルギー消費性能の向上 等に関する法律施行令 (平成28年政令第8号)第4 条第1項に規定する床面 積をいう。)をいう。以下 この表において同じ。)の 合計が300平方メート ル以上1,000平方メート ル以内のもの	略
	略	
略		
備考 略		

【別記3】

現行

手数料の種類	区分	手数料の額
略		
2 設置の許可申請手 数料	浮き屋根式特定屋外 タンク貯蔵所及び浮 き蓋付特定屋外タン ク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が 1,000キロリットル以上 5,000キロリットル未満 のもの  危険物の貯蔵最大数量が
		118万円  141万円

		5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	
		危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	<u>159万円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	<u>195万円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	<u>227万円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	<u>455万円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	<u>582万円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	<u>707万円</u>
	略		
略			

改正案

手数料の種類	区分	手数料の額	
略			
2 設置の許可申請手数料	略 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	<u>145万円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	<u>172万円</u>

		の	
		危険物の貯蔵最大数量が 1万キロリットル以上5万 キロリットル未満のもの	<u>192万円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が 5万キロリットル以上10 万キロリットル未満のも の	<u>236万円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が 10万キロリットル以上20 万キロリットル未満のも の	<u>274万円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が 20万キロリットル以上30 万キロリットル未満のも の	<u>564万円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が 30万キロリットル以上40 万キロリットル未満のも の	<u>724万円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が 40万キロリットル以上の もの	<u>879万円</u>
		略	
略			

### 付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

一宮市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

一宮市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和2年一宮市条例第50号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(指定障害児通所支援事業者の指定に係る申請者の要件)</p> <p>第2条 法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。</p> <p>(1) 法人であること。<u>ただし、医療型児童発達支援(病院又は診療所により行われるものに限る。)</u>に係る指定の申請にあつては、この限りでない。</p> <p>(2) 略</p> <p>(指定通所支援の事業に係る一般原則)</p> <p>第4条 <u>指定障害児通所支援事業者等</u>(法第21条の5の3第1項に規定する<u>指定障害児通所支援事業者等</u>をいう。以下同じ。)は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。</p> <p>2 <u>指定障害児通所支援事業者等</u>は、当該<u>指定障害児通所支援事業者等</u>を利用する障害児の意思及び人格を尊重し、常に当該障害児の立場に立って指定通所支援を提供するよう努めなければならない。</p> <p>3 <u>指定障害児通所支援事業者等</u>は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、障害福祉サービス(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1</p>	<p>(指定障害児通所支援事業者の指定に係る申請者の要件)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 法人であること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(指定通所支援の事業に係る一般原則)</p> <p>第4条 <u>指定障害児通所支援事業者</u>(法第21条の5の3第1項に規定する<u>指定障害児通所支援事業者</u>をいう。以下同じ。)は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。</p> <p>2 <u>指定障害児通所支援事業者</u>は、当該<u>指定障害児通所支援事業者</u>を利用する障害児の意思及び人格を尊重し、常に当該障害児の立場に立って指定通所支援を提供するよう努めなければならない。</p> <p>3 <u>指定障害児通所支援事業者</u>は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、障害福祉サービス(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1</p>

項に規定する障害福祉サービスをいう。)を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努め講じなければならない。

(児童発達支援等に係る指定通所支援の事業に係る非常災害対策)

第5条 児童発達支援、医療型児童発達支援

又は放課後等デイサービスに係る指定通所支援の事業を行う者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、震災、風水害、火災その他の非常災害時に障害児の安全を確保するために講ずべき必要な措置に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備しなければならない。

2・3 略

(指定通所支援に要した費用の請求等に係る記録の整備等)

第6条 指定障害児通所支援事業者等は、指定通所支援に要した費用の請求及び受領に係る記録を整備し、当該費用の受領の日から5年間保存しなければならない。

(暴力団の排除)

第7条 指定障害児通所支援事業者等は、その事業の運営に当たっては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

項に規定する障害福祉サービスをいう。)を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 指定障害児通所支援事業者は、当該指定障害児通所支援事業者を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努め講じなければならない。

(児童発達支援等に係る指定通所支援の事業に係る非常災害対策)

第5条 児童発達支援

又は放課後等デイサービスに係る指定通所支援の事業を行う者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、震災、風水害、火災その他の非常災害時に障害児の安全を確保するために講ずべき必要な措置に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備しなければならない。

2・3 略

(指定通所支援に要した費用の請求等に係る記録の整備等)

第6条 指定障害児通所支援事業者は、指定通所支援に要した費用の請求及び受領に係る記録を整備し、当該費用の受領の日から5年間保存しなければならない。

(暴力団の排除)

第7条 指定障害児通所支援事業者は、その事業の運営に当たっては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

一宮市保育所条例の一部を改正する条例

一宮市保育所条例(昭和39年一宮市条例第9号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表(第2条、第3条関係) 【別記 参照】	別表(第2条、第3条関係) 【別記 参照】

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

名称	位置	定員
一宮市立野口保育園	略	<u>220名</u>
一宮市立押場保育園	略	<u>150名</u>
一宮市立真澄保育園	略	<u>160名</u>
一宮市立貴船保育園	略	<u>170名</u>
略		
一宮市立葉栗保育園	略	<u>80名</u>
略		
一宮市立瀬時保育園	略	<u>160名</u>
略		
一宮市立丹陽保育園	略	<u>140名</u>
略		
一宮市立浅井保育園	略	<u>140名</u>
略		
一宮市立北方東保育園	略	<u>100名</u>
略		
一宮市立大和東保育園	略	<u>150名</u>
略		
一宮市立萩原保育園	略	<u>160名</u>
略		
一宮市立西御堂保育園	略	<u>100名</u>
略		
一宮市立小信保育園	略	<u>220名</u>
略		
一宮市立神明保育園	略	<u>180名</u>
略		

改正案

名称	位置	定員
一宮市立野口保育園	略	<u>210名</u>
一宮市立押場保育園	略	<u>170名</u>
一宮市立真澄保育園	略	<u>150名</u>
一宮市立貴船保育園	略	<u>160名</u>
略		
一宮市立葉栗保育園	略	<u>70名</u>
略		
一宮市立瀬時保育園	略	<u>170名</u>
略		
一宮市立丹陽保育園	略	<u>130名</u>
略		
一宮市立浅井保育園	略	<u>150名</u>
略		
一宮市立北方東保育園	略	<u>90名</u>
略		
一宮市立大和東保育園	略	<u>160名</u>
略		
一宮市立萩原保育園	略	<u>150名</u>
略		
一宮市立西御堂保育園	略	<u>90名</u>
略		
一宮市立小信保育園	略	<u>210名</u>
略		
一宮市立神明保育園	略	<u>170名</u>
略		

## 付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

一宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

一宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年一宮市条例第30号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(<u>掲示</u>)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を<u>掲示し</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>なければならぬ。</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第53条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合に</p>	<p>(<u>掲示等</u>)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を<u>掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)</u>により公衆の閲覧に供しなければならぬ。</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第53条 略</p> <p>2 略</p>



において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 略

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロム  
その他これらに準ずる方法により一定  
の事項を確実に記録しておくことがで  
きる物をもって調製するファイルに記  
載事項を記録したものを交付する方法

3～6 略

(1) 略

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る  
記録媒体をいう。)

\_\_\_\_\_をもって調製するファイルに記  
載事項を記録したものを交付する方法

3～6 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

### 付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(令和2年一宮市条例第59号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(自立支援計画の策定)</p> <p>第30条 母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入所中の個々の母子について_____</p> <p>_____、母子やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</p> <p>(関係機関との連携)</p> <p>第33条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、<u>婦人相談所</u>_____等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。</p>	<p>(自立支援計画の策定)</p> <p>第30条 母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入所中の個々の母子について、<u>年齢、発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、母子それぞれの意見又は意向</u>、母子やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</p> <p>(関係機関との連携)</p> <p>第33条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、<u>里親支援センター、女性相談支援センター</u>等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

一宮市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

一宮市国民健康保険税条例(昭和60年一宮市条例第12号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の7.55</u>を乗じて算定する。</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の7.9</u>を乗じて算定する。</p>
<p>2 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、国民健康保険の被保険者1人について<u>22,800円</u>とする。</p>	<p>2 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、国民健康保険の被保険者1人について<u>30,000円</u>とする。</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。)及び特定</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。)及び特定</p>

継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 16,800円

(2) 特定世帯 8,400円

(3) 特定継続世帯 12,600円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、国民健康保険の被保険者1人について8,400円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,600円

(2) 特定世帯 1,800円

(3) 特定継続世帯 2,700円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.4を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について9,600円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の2 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について3,600円とする。

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 19,800円

(2) 特定世帯 9,900円

(3) 特定継続世帯 14,850円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、国民健康保険の被保険者1人について9,600円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の2 略

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,400円

(2) 特定世帯 2,700円

(3) 特定継続世帯 4,050円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.6を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について10,800円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の2 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6,000円とする。

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額(第23条第1項及び第2項の規定による減額が行われた場合には、その減額後の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。

2～8 略

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が220,000円を超える場合には、220,000円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に

第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額(第23条\_\_\_\_\_の規定による減額が行われた場合には、その減額後の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。

2～8 略

(国民健康保険税の減額)

第23条 略

(1) 略

規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 15,960円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 11,760円

(イ) 特定世帯 5,880円

(ウ) 特定継続世帯 8,820円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について5,880円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 2,520円

(イ) 特定世帯 1,260円

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 21,000円

イ 略

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 13,860円

(イ) 特定世帯 6,930円

(ウ) 特定継続世帯 10,395円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,720円

エ 略

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,780円

(イ) 特定世帯 1,890円

(ウ) 特定継続世帯 1,890円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,720円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,520円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき290,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 11,400円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 8,400円

(イ) 特定世帯 4,200円

(ウ) 特定継続世帯 6,300円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について4,200円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後

(ウ) 特定継続世帯 2,835円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 7,560円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,200円

(2) 略

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 15,000円

イ 略

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,900円

(イ) 特定世帯 4,950円

(ウ) 特定継続世帯 7,425円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,800円

エ 略

期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,800円

(イ) 特定世帯 900円

(ウ) 特定継続世帯 1,350円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,800円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,800円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき535,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,560円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,360円

(イ) 特定世帯 1,680円

(ウ) 特定継続世帯 2,520円

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 2,700円

(イ) 特定世帯 1,350円

(ウ) 特定継続世帯 2,025円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,400円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,000円

(3) 略

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,000円

イ 略

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,960円

(イ) 特定世帯 1,980円

(ウ) 特定継続世帯 2,970円



ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について1,680円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 720円

(イ) 特定世帯 360円

(ウ) 特定継続世帯 540円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1,920円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 720円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,420円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1,920円

エ 略

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,080円

(イ) 特定世帯 540円

(ウ) 特定継続世帯 810円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2,160円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,200円

2 略

(1) 略

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,500円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5,700円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 9,120円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 11,400円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,260円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,100円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,360円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,200円

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が、第2条第2項ただし書、同条第3項ただし書及び同条第4項ただし書に定める額を超える場合には、当該額)とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7,500円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 12,000円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 15,000円

(2) 略

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,440円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,400円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,840円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,800円

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額

とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出

産の日( )の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した被保険者均等割額

の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額

ア 第1項第1号アに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 2,280円

(イ) 多胎妊娠の場合 3,420円

イ 第1項第2号アに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 3,800円

(イ) 多胎妊娠の場合 5,700円

ウ 第1項第3号アに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 6,080円

(イ) 多胎妊娠の場合 9,120円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 7,600円

(イ) 多胎妊娠の場合 11,400円

- (3) 略

- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額

産の日。以下同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (3) 略

- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額する

\_\_\_\_\_の12分の1の額に、  
当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額

ア 第1項第1号ウに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 840円

(イ) 多胎妊娠の場合 1,260円

イ 第1項第2号ウに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 1,400円

(イ) 多胎妊娠の場合 2,100円

ウ 第1項第3号ウに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 2,240円

(イ) 多胎妊娠の場合 3,360円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 2,800円

(イ) 多胎妊娠の場合 4,200円

(5) 略

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額  
当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額

ア 第1項第1号オに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 960円

(イ) 多胎妊娠の場合 1,440円

\_\_\_\_\_のものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額\_\_\_\_\_

(5) 略

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額  
当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額(第1

項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額\_\_\_\_\_

<p>イ <u>第1項第2号オに規定する金額を減額した世帯</u></p> <p>(ア) <u>単胎妊娠の場合 1,600円</u></p> <p>(イ) <u>多胎妊娠の場合 2,400円</u></p> <p>ウ <u>第1項第3号オに規定する金額を減額した世帯</u></p> <p>(ア) <u>単胎妊娠の場合 2,560円</u></p> <p>(イ) <u>多胎妊娠の場合 3,840円</u></p> <p>エ <u>アからウまでに掲げる世帯以外の世帯</u></p> <p>(ア) <u>単胎妊娠の場合 3,200円</u></p> <p>(イ) <u>多胎妊娠の場合 4,800円</u></p> <p>(出産被保険者に係る届出)</p> <p>第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>(出産被保険者に係る届出)</p> <p>第24条の3 略</p> <p>(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2～4 略</p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

**付 則**

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の一宮市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

一宮市介護保険条例の一部を改正する条例

一宮市介護保険条例(平成12年一宮市条例第24号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(保険料率)</p> <p>第5条 介護保険料(以下「保険料」という。)の保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 政令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>34,900円</u></p> <p>(2) 政令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>41,800円</u></p> <p>(3) 政令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>52,300円</u></p> <p>(4) 政令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>62,800円</u></p> <p>(5) 政令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>69,800円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>76,700円</u></p> <p>ア 合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。次号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号ア _____ において同じ。)が<u>120万円</u>未満である者であり、かつ、前</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1) 政令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>33,700円</u></p> <p>(2) 政令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>49,600円</u></p> <p>(3) 政令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>49,600円</u></p> <p>(4) 政令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>68,200円</u></p> <p>(5) 政令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>75,800円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>85,600円</u></p> <p>ア 合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。次号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、<u>第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号ア</u>において同じ。)が<u>130万円</u>未満である者であり、かつ、前</p>

各号のいずれにも該当しない者  
イ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イ\_\_\_\_\_に該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 87,200円

ア 合計所得金額が210万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イ\_\_\_\_\_に該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 104,700円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イ\_\_\_\_\_に該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 118,60

各号のいずれにも該当しない者  
イ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 96,200円

ア 合計所得金額が220万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 113,700円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 128,80

0円

ア 合計所得金額が500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イ\_\_\_\_\_に該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 125,600円

ア 合計所得金額が700万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第12号イ又は第13号イ\_\_\_\_\_に該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 132,600円

ア 合計所得金額が1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第13号イ\_\_\_\_\_に該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 139,600円

0円

ア 合計所得金額が420万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 144,000円

ア 合計所得金額が520万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 159,100円

ア 合計所得金額が620万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 174,300円



ア 合計所得金額が1,200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ\_\_\_\_\_に該当する者を除く。)

(13) 次のいずれかに該当する者 146,500円

ア 合計所得金額が1,500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)\_\_\_\_\_に該当する者を除く。)

ア 合計所得金額が720万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)

(13) 次のいずれかに該当する者 181,900円

ア 合計所得金額が840万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)

(14) 次のいずれかに該当する者 189,500円

ア 合計所得金額が1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第16号イに該当する者を除く。)

(15) 次のいずれかに該当する者 197,000円

ア 合計所得金額が1,200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

(14) 前各号のいずれにも該当しない者  
153,500円

2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号から第3号までに該当する者の令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、前項第1号から第3号までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 前項第1号に該当する者 20,900円
- (2) 前項第2号に該当する者 34,900円
- (3) 前項第3号に該当する者 48,800円

(賦課期日後において第1号被保険者の資格の取得、喪失等があった場合における保険料の額の算定)

第7条 略

2 略

3 保険料の賦課期日後に政令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくは二、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロ

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イに該当する者を除く。)

(16) 次のいずれかに該当する者 204,600円

ア 合計所得金額が1,500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))に該当する者を除く。)

(17) 前各号のいずれにも該当しない者  
212,200円

2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号から第3号までに該当する者の令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、前項第1号から第3号までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 前項第1号に該当する者 20,800円
- (2) 前項第2号に該当する者 34,400円
- (3) 前項第3号に該当する者 49,200円

(賦課期日後において第1号被保険者の資格の取得、喪失等があった場合における保険料の額の算定)

第7条 略

2 略

3 保険料の賦課期日後に政令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくは二、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第

\_\_\_\_\_に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から政令第39条第1項第1号から第9号までの各号に規定する者として月割りにより算定した保険料の額との合算額とする。

4 略

(保険料の減免)

第10条 略

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、規則で定める場合を除き、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期の末日(納期の末日の翌日をもって納期の末日とする旨の民法(明治29年法律第89号)又は他の条例の規定の適用があるときは、その適用後の納期の末日とする。以下「納期限」という。)前(災害その他の特別な事情があることにより、納期限前までに申請書を提出することが著しく困難であると市長が認めた場合は、市長が別に定める日)までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の15日(災害その他の特別な事情があることにより、当該日までに申請書を提出することが著しく困難であると市長が認めた場合は、市長が別に定める日)までに、申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅したときは、規則で定める場合を除き、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

11号ロ、第12号ロ又は第13号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から政令第39条第1項第1号から第13号までの各号に規定する者として月割りにより算定した保険料の額との合算額とする。

4 略

(保険料の減免)

第10条 略

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は\_\_\_\_\_、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期の末日(納期の末日の翌日をもって納期の末日とする旨の民法(明治29年法律第89号)又は他の条例の規定の適用があるときは、その適用後の納期の末日とする。以下「納期限」という。)前(災害その他の特別な事情があることにより、納期限前までに申請書を提出することが著しく困難であると市長が認めた場合は、市長が別に定める日)までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払日\_\_\_\_\_ (災害その他の特別な事情があることにより、当該日までに申請書を提出することが著しく困難であると市長が認めた場合は、市長が別に定める日)までに、申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅したときは\_\_\_\_\_、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の一宮市介護保険条例の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

一宮市指定居宅サービスの事業等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

一宮市指定居宅サービスの事業等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例(令和2年一宮市条例第57号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)</p> <p>第3条 法第72条の2第1項第1号の条例で定める基準、同号の条例で定める員数及び同項第2号の条例で定める基準並びに法第74条第1項の条例で定める基準、同項の条例で定める員数及び同条第2項の条例で定める基準は、この条例に定めるもののほか、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準省令」という。)の定めるところによる。この場合において、指定居宅サービス等基準省令第39条第2項(指定居宅サービス等基準省令第39条の3及び第43条において準用する場合を含む。)、<u>第53条の2第2項</u>(指定居宅サービス等基準省令第58条において準用する場合を含む。)、第73条の2第2項、第82条の2第2項、第90条の2第2項、<u>第104条の3第2項</u>(指定居宅サービス等基準省令第105条の3及び第109条において準用する場合を含む。)、第118条の2第2項、<u>第139条の2第2項</u>(指定居宅サービス等基準省令第140条の13、第140条の15及び第140条の32において準用する場合を含む。)、第154条の2第2項(指定居宅サービス等基準省令第155条の12において準用する場合を含む。)、第191条の3第2項、第192条の11第2項、第204条の2第2項(指定居宅サービス等基準省令第206条において準用する場合を含む。)及び第215条第2項中「2年間」とあるのは、「5年間」と読み替えるものとする。</p>	<p>(指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)</p> <p>第3条 法第72条の2第1項第1号の条例で定める基準、同号の条例で定める員数及び同項第2号の条例で定める基準並びに法第74条第1項の条例で定める基準、同項の条例で定める員数及び同条第2項の条例で定める基準は、この条例に定めるもののほか、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準省令」という。)の定めるところによる。この場合において、指定居宅サービス等基準省令第39条第2項(指定居宅サービス等基準省令第39条の3及び第43条において準用する場合を含む。)、<u>第53条の3第2項</u>(指定居宅サービス等基準省令第58条において準用する場合を含む。)、第73条の2第2項、第82条の2第2項、第90条の2第2項、<u>第104条の4第2項</u>(指定居宅サービス等基準省令第105条の3及び第109条において準用する場合を含む。)、第118条の2第2項、<u>第139条の3第2項</u>(指定居宅サービス等基準省令第140条の13、第140条の15及び第140条の32において準用する場合を含む。)、第154条の2第2項(指定居宅サービス等基準省令第155条の12において準用する場合を含む。)、第191条の3第2項、第192条の11第2項、第204条の2第2項(指定居宅サービス等基準省令第206条において準用する場合を含む。)及び第215条第2項中「2年間」とあるのは、「5年間」と読み替えるものとする。</p>

(指定居宅サービスの事業に係る一般原則)

第4条 略

2 略

(準用)

第13条 第4条及び第6条の規定は、指定地域密着型サービス事業者について準用する。この場合において、第4条第1項中「利用者」とあるのは「利用者、入所者又は入居者」と、同条第2項中「指定居宅サービスの」とあるのは「指定地域密着型サービスの」と、「居宅サービス事業を行う者(以下「居宅サービス事業者」という。)」とあるのは「地域密着型サービスの事業を行う者又は居宅サービス事業を行う者」と読み替えるものとする。

2 略

(指定居宅介護支援の事業に係る基本方針)

第16条 略

2 略

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等(法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。)が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。

4 略

(指定居宅サービスの事業に係る一般原則)

第4条 略

2 略

3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(準用)

第13条 第4条及び第6条の規定は、指定地域密着型サービス事業者について準用する。この場合において、第4条第1項及び第3項中「利用者」とあるのは「利用者、入所者又は入居者」と、同条第2項中「指定居宅サービスの」とあるのは「指定地域密着型サービスの」と、「居宅サービス事業を行う者(以下「居宅サービス事業者」という。)」とあるのは「地域密着型サービスの事業を行う者又は居宅サービス事業を行う者」と読み替えるものとする。

2 略

(指定居宅介護支援の事業に係る基本方針)

第16条 略

2 略

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等(法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。)が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。

4 略

5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対

(指定介護老人福祉施設の基本方針)

第23条 略

2・3 略

(ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針)

第24条 略

2 前条第2項及び第3項 の規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、同条第2項 中「入所者」とあるのは、「入居者」と読み替えるものとする。

(介護老人保健施設の基本方針)

第28条 略

2 第23条第2項及び第3項 の規定は、介護老人保健施設について準用する。この場合において、同条第2項中「指定介護福祉施設サービス」とあるのは、「介護保健施設サービス」と読み替えるものとする。

(ユニット型介護老人保健施設の基本方針)

第29条 略

2 第23条第2項及び第3項 の規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、同条第2項 中「入所者」とあるのは「入居者」と、同条第2項中「指定介護福祉施設サービス」とあるのは「介護保健施設サービス」と読み替えるものとする。

(介護医療院の基本方針)

第32条 略

2 第23条第2項及び第3項 の規定は、介護医療院について準用する。この場合にお

し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(指定介護老人福祉施設の基本方針)

第23条 略

2・3 略

4 指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針)

第24条 略

2 前条第2項から第4項までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、同条第2項及び第4項中「入所者」とあるのは、「入居者」と読み替えるものとする。

(介護老人保健施設の基本方針)

第28条 略

2 第23条第2項から第4項までの規定は、介護老人保健施設について準用する。この場合において、同条第2項中「指定介護福祉施設サービス」とあるのは、「介護保健施設サービス」と読み替えるものとする。

(ユニット型介護老人保健施設の基本方針)

第29条 略

2 第23条第2項から第4項までの規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、同条第2項及び第4項中「入所者」とあるのは「入居者」と、同条第2項中「指定介護福祉施設サービス」とあるのは「介護保健施設サービス」と読み替えるものとする。

(介護医療院の基本方針)

第32条 略

2 第23条第2項から第4項までの規定は、介護医療院について準用する。この場合にお

いて、同条第2項中「指定介護福祉施設サービス」とあるのは、「介護医療院サービス」と読み替えるものとする。

(ユニット型介護医療院の基本方針)

#### 第33条 略

2 第23条第2項及び第3項の規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、同条第2項中「入所者」とあるのは「入居者」と、\_\_\_\_\_「指定介護福祉施設サービス」とあるのは「介護医療院サービス」と読み替えるものとする。

(指定介護予防支援の事業に係る基本方針)

#### 第46条 略

2～4 略

いて、同条第2項中「指定介護福祉施設サービス」とあるのは、「介護医療院サービス」と読み替えるものとする。

(ユニット型介護医療院の基本方針)

#### 第33条 略

2 第23条第2項から第4項までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、同条第2項及び第4項中「入所者」とあるのは「入居者」と、同条第2項中「指定介護福祉施設サービス」とあるのは「介護医療院サービス」と読み替えるものとする。

(指定介護予防支援の事業に係る基本方針)

#### 第46条 略

2～4 略

5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定(同条中「第139条の2第2項」を「第139条の3第2項」に改める部分を除く。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間における改正後の一宮市指定居宅サービスの事業等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第4条第3項(新条例第37条第1項において準用する場合を含み、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第85条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業者及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第88条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。)の規定の適用については、新条例第4条第3項中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とする。





に供する工場、研究所又は倉庫(流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成17年法律第85号)第5条第2項に規定する認定総合効率化計画に記載された同法第2条第3号に規定する特定流通業務施設である倉庫(以下「認定倉庫」という。)以外の倉庫にあっては、積載重量5トン以上の大型自動車(8台以上配置され、又は一日当たりの発着貨物が80トン以上あるもの)に限る。次条第2号において同じ。)で、自己の業務の用に供するものを建築する目的で行うこと。

(3) 開発区域の規模が、開発区域内において予定される建築物(以下「予定建築物」という。)をその用に供する事業の計画に照らし適正なものであり、0.3ヘクタール以上5ヘクタール(開発行為が完了するまでの間に、開発区域が法第12条の4第1項第1号に掲げる地区計画の区域(法第12条の5第2項第1号に掲げる地区整備計画が定められている区域に限る。)内となることが確実であると見込まれる場合)にあっては、20ヘクタール)未満であること。

(4)・(5) 略

2 指定区域 \_\_\_\_\_ は、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 指定区域 \_\_\_\_\_ の境界は、道路、鉄道その他の施設、河川その他の地形、地物等土地の範囲を明示するのに適当なものにより定めるものとする。ただし、これにより難しい場合には、町界、字界等により定めるものとする。

(2)・(3) 略

3 前項第2号及び第3号の規定は、\_\_\_\_\_ 指定区域の変更及び廃止について準用す

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

\_\_\_\_\_ 自己の業務の用に供するものを建築する目的で行うこと。

(3) 開発区域の規模が、開発区域内において予定される建築物(以下「予定建築物」という。)をその用に供する事業の計画に照らし適正なものであり、0.3ヘクタール以上5ヘクタール(開発行為が完了するまでの間に、開発区域が法第12条の4第1項第1号に掲げる地区計画の区域(法第12条の5第2項第1号に掲げる地区整備計画が定められている区域に限る。)内となることが確実であると見込まれる場合)にあっては、20ヘクタール)未満であること。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(4)・(5) 略

2 工場等の指定区域は、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 工場等の指定区域の境界は、道路、鉄道その他の施設、河川その他の地形、地物等土地の範囲を明示するのに適当なものにより定めるものとする。ただし、これにより難しい場合には、町界、字界等により定めるものとする。

(2)・(3) 略

3 前項第2号及び第3号の規定は、工場等の指定区域の変更及び廃止について準用す

る。

(令第36条第1項第3号ハの規定により条例で定める建築物の新築等)

第3条 令第36条第1項第3号ハの規定により条例で定める建築物の新築、改築又は用途の変更(以下「新築等」という。)は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する建築物の新築等とする。

- (1) 指定区域内において行うこと。
- (2) 建築物の新築等を行う土地の区域が本市に係る地域経済牽引事業の促進を図るため市長が指定する業種に属する事業の用に供する工場、研究所又は倉庫で、自己の業務の用に供するものの新築等であること。
- (3) 新築等を行う建築物の敷地の規模が、当該建築物をその用に供する事業の計画に照らし適正なものであり、0.3ヘクタール以上5ヘクタール(建築物の新築等が完了するまでの間に、当該建築物の敷地が法第12条の4第1項第1号に掲げる地区計画の区域(法第12条の5第2項第1号に掲げる地区整備計画が定められて

る。

第3条 法第34条第12号の規定により条例で定める開発行為のうち住宅建築のための開発行為は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する開発行為とする。

- (1) 既存集落地として市長が指定する土地の区域(前条第1項第1号アの土地の区域を除く。以下「住宅の指定区域」という。)内において行うこと。
- (2) 持続的な居住環境の形成を目的とする住宅建築のための開発行為として市長が定める要件に該当すること。
- (3) 自己の居住の用に供するものを建築する目的で行うこと。

2 前条第2項第2号及び第3号並びに第3項の規定は、住宅の指定区域について準用する。

(令第36条第1項第3号ハの規定により条例で定める建築物の新築等)

第4条 令第36条第1項第3号ハの規定により条例で定める建築物の新築、改築又は用途の変更(以下「新築等」という。)は、前2条に規定する開発行為に係る建築物の新築等とする。

いる区域に限る。)内となることが確実であると見込まれる場合にあつては、20ヘクタール)未満であること。

(4) 新築等を行う建築物が工場又は研究所である場合にあつては当該建築物の敷地の主たる出入口が面する道路の幅員が9メートル(当該建築物の敷地面積が1ヘクタール未満である場合にあつては、6メートル)以上、新築等を行う建築物が倉庫である場合にあつては当該建築物の敷地の主たる出入口からインターチェンジに至るまでの主要な道路の幅員が9メートル(当該建築物が認定倉庫以外の倉庫である場合には、高速自動車国道等の側道等(車両通行上支障がない幅員が6メートル以上であるもの)に限る。)に係る部分に限り、6メートル)以上であること。

(5) 建築物の新築等を行う土地の区域周辺の土地利用上支障がなく、かつ、周辺の環境に悪影響を及ぼさないと認められること。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

展望塔の管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例

展望塔の管理及び運営に関する条例(平成6年一宮市条例第22号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(休館日)</p> <p>第3条 展望塔の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 毎月(_____8月及び12月を除く。)の第2月曜日_____。</p> <p>_____。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たる場合は、その翌日</p> <p>(2) 12月26日から同月30日まで</p> <p>2・3 略</p>	<p>(休館日)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 毎月(1月、2月、6月及び8月_____を除く。)の第2月曜日、1月3日から同月31日までの期間、2月及び6月の月曜日並びに8月の第4月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日_____に当たる場合は、その翌日</p> <p>(2) 1月1日及び12月31日</p> <p>(3) 1月3日(同月2日が月曜日に当たる場合に限る。)</p> <p>2・3 略</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

一宮市水道事業給水条例の一部を改正する条例

一宮市水道事業給水条例(昭和35年一宮市条例第15号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(給水装置の新設等の申込み等)</p> <p>第5条 給水装置の新設、改造、修繕(法第16条の2第3項ただし書の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去(以下「新設等」という。)をしようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第34条 略</p> <p>2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、<u>法第16条の2第3項</u> <u>の厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前項に規定する基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>	<p>(給水装置の新設等の申込み等)</p> <p>第5条 給水装置の新設、改造、修繕(法第16条の2第3項ただし書の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去(以下「新設等」という。)をしようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第34条 略</p> <p>2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、<u>法第16条の2第3項ただし書の国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前項に規定する基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。